

ソフトバンクでんき for Biz 特約料金表

[低 圧]

ソフトバンクでんき (Powered by SB パワー)

令和 8 年 6 月 1 日実施

SB パワー株式会社

ソフトバンクでんき for Biz 特約料金表[低圧]

目 次

1	対象となるお客さま.....	- 2 -
2	料金表等の変更.....	- 2 -
3	電気料金単価に係る消費税等相当額.....	- 2 -
4	北海道電力エリアの場合の電気料金.....	- 2 -
	(1) 従量電灯 B.....	- 2 -
	(2) 従量電灯 C.....	- 3 -
	(3) 低圧電力.....	- 3 -
5	東北電力エリアの場合の電気料金.....	- 4 -
	(1) 従量電灯 B.....	- 4 -
	(2) 従量電灯 C.....	- 4 -
	(3) 低圧電力.....	- 5 -
6	東京電力エリアの場合の電気料金.....	- 5 -
	(1) 従量電灯 B.....	- 5 -
	(2) 従量電灯 C.....	- 6 -
	(3) 低圧電力.....	- 6 -
7	中部電力エリアの場合の電気料金.....	- 7 -
	(1) 従量電灯 B.....	- 7 -
	(2) 従量電灯 C.....	- 7 -
	(3) 低圧電力.....	- 8 -
8	関西電力エリアの場合の電気料金.....	- 8 -
	(1) 従量電灯 A.....	- 8 -
	(2) 従量電灯 B.....	- 8 -
	(3) 低圧電力.....	- 9 -
9	中国電力エリアの場合の電気料金.....	- 9 -
	(1) 従量電灯 A.....	- 9 -
	(2) 従量電灯 B.....	- 9 -
	(3) 低圧電力.....	- 10 -
10	四国電力エリアの場合の電気料金.....	- 10 -
	(1) 従量電灯 A.....	- 10 -
	(2) 従量電灯 B.....	- 10 -
	(3) 低圧電力.....	- 11 -
11	九州電力エリアの場合の電気料金.....	- 11 -

(1) 従量電灯 B.....	- 11 -
(2) 従量電灯 C.....	- 12 -
(3) 低圧電力.....	- 12 -
12 沖縄電力エリアの場合の電気料金.....	- 12 -
(1) 従量電灯.....	- 12 -
(2) 低圧電力.....	- 13 -
13 契約解除料.....	- 13 -
14 燃料費調整.....	- 13 -
15 その他.....	- 15 -
附 則.....	- 16 -

ソフトバンクでんき for Biz 特約料金表

1 対象となるお客さま

このソフトバンクでんき for Biz 特約料金表[低圧]（以下「この Biz 特約料金表」といいます。）は、ソフトバンクでんき for Biz サービス約款[低圧]（以下、「Biz 約款」といいます。）が適用され、かつソフトバンクでんき for Biz サービス特約約款[低圧]（以下「Biz 約款」といいます。）が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、この Biz 料金表を変更する場合には、Biz 約款第 3 条（供給条件の変更）を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、Biz 約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この Biz 特約料金表または Biz 約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の Biz 特約料金表または Biz 約款によります。

3 電気料金単価に係る消費税等相当額

この Biz 特約料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、（ ）内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	380.00円 (418.00円)
契約電流 15 アンペア	570.00円 (627.00円)
契約電流 20 アンペア	760.00円 (836.00円)
契約電流 30 アンペア	1,140.00円 (1,254.00円)
契約電流 40 アンペア	1,520.00円 (1,672.00円)
契約電流 50 アンペア	1,900.00円 (2,090.00円)
契約電流 60 アンペア	2,280.00円 (2,508.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	32.45円 (35.69円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	38.17円 (41.98円)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	41.55円 (45.70円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz 約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	389.05円 (427.95円)
---------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	380.00円 (418.00円)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	32.45円 (35.69円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	38.17円 (41.98円)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	41.55円 (45.70円)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,284.60円(1,413.06円)
---------------	----------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	26.32円 (28.95円)	26.32円 (28.95円)

5 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	336.00円 (369.60円)
契約電流 15 アンペア	504.00円 (554.40円)
契約電流 20 アンペア	672.00円 (739.20円)
契約電流 30 アンペア	1,008.00円 (1,108.80円)
契約電流 40 アンペア	1,344.00円 (1,478.40円)
契約電流 50 アンペア	1,680.00円 (1,848.00円)
契約電流 60 アンペア	2,016.00円 (2,217.60円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	26.93円 (29.62円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33.07円 (36.37円)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	36.66円 (40.32円)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、Biz約款別表2（燃料費調整）およびBiz約款別表6（電力市場連動調整）によって算定された基本料金、電力量料金（燃料費調整額を加算または減算した後のものとし、）と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	326.32円 (358.95円)
---------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円 (369.60円)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	26.93円 (29.62円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33.07円 (36.37円)

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.66円 (40.32円)
----------------------------	-----------------

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,182.63円 (1,300.89円)
-----------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量 1 キロワット時につき	24.63円 (27.09円)	23.31円 (25.64円)

6 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	283.41円 (311.75円)
契約電流 15 アンペア	425.12円 (467.63円)
契約電流 20 アンペア	566.82円 (623.50円)
契約電流 30 アンペア	850.23円 (935.25円)
契約電流 40 アンペア	1,133.64円 (1,247.00円)
契約電流 50 アンペア	1,417.05円 (1,558.75円)
契約電流 60 アンペア	1,700.46円 (1,870.50円)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.10円 (29.80円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.10円 (36.40円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.81円 (40.49円)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、Biz 約款別表 2 (燃料費調整) および Biz 約款別表 6 (電力市場連動調整) によって算定された基本料金、電力量料金 (燃料費調整額を加算または減算した後のものとしします。) と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および Biz 約款別表 1(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	298.26 円 (328.08 円)
---------	---------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	283.41 円 (311.75 円)
---------------------	---------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.10 円 (29.80 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	33.10 円 (36.40 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.81 円 (40.49 円)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,050.77 円 (1,155.84 円)
-----------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	24.68 円 (27.14 円)	23.25 円 (25.57 円)

7 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	291.95円 (321.14円)
契約電流 15 アンペア	437.92円 (481.71円)
契約電流 20 アンペア	583.90円 (642.28円)
契約電流 30 アンペア	875.84円 (963.42円)
契約電流 40 アンペア	1,167.79円 (1,284.56円)
契約電流 50 アンペア	1,459.73円 (1,605.70円)
契約電流 60 アンペア	1,751.68円 (1,926.84円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19.08円 (20.98円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23.10円 (25.41円)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25.76円 (28.33円)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	251.90円 (277.09円)
--------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	291.95円 (321.14円)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19.08円 (20.98円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23.10円 (25.41円)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25.76円 (28.33円)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,094.69円 (1,204.15円)
---------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	15.31円 (16.84円)	13.90円 (15.29円)

8 関西電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	475.08円 (522.58円)
電 力 量 料 金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	18.19円 (20.00円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23.05円 (25.35円)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25.73円 (28.30円)

(2) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	406.56円 (447.21円)
-------------------	-------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16.03円 (17.63円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	18.91円 (20.80円)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21.17円 (23.28円)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,029.74円 (1,132.71円)
---------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	13.05円 (14.35円)	11.70円 (12.86円)

9 中国電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	690.62円 (759.68円)
電 力 量 料 金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	29.78円 (32.75円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	35.85円 (39.43円)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37.78円 (41.55円)

(2) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	407.25円 (447.97円)
-------------------	-------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	27.33円 (30.06円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32.87円 (36.15円)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34.57円 (38.02円)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,058.11円 (1,163.92円)
---------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	24.37円 (26.80円)	23.20円 (25.51円)

10 四国電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606.27円 (666.89円)
電 力 量 料 金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	27.87円 (30.65円)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	33.89円 (37.27円)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37.08円 (40.78円)

(2) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	361.00円 (397.10円)
-------------------	-------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	24.78円 (27.25円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	29.80円 (32.78円)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	32.46円 (35.70円)

(3) 低 圧 電 力

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,076.10円 (1,183.71円)
---------------	-----------------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
使用電力量1キロワット時につき	23.61円 (25.97円)	22.30円 (24.53円)

11 九州電力エリアの場合の電気料金

(1) 従 量 電 灯 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	287.50円 (316.24円)
契約電流15アンペア	431.24円 (474.36円)
契約電流20アンペア	574.99円 (632.48円)
契約電流30アンペア	862.48円 (948.72円)
契約電流40アンペア	1,149.97円 (1,264.96円)
契約電流50アンペア	1,437.49円 (1,581.20円)
契約電流60アンペア	1,724.95円 (1,897.44円)

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16.53円 (18.18円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21.58円 (23.73円)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24.28円 (26.70円)

ハ 最 低 月 額 料 金

イ、ロ、Biz約款別表2(燃料費調整)およびBiz約款別表6(電力市場連動調整)によって算定された基本料金、電力量料金(燃料費調整額を加算または減算した後のもの)と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、そ

の1月の電気料金は、次の最低月額料金およびBiz 約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	304.86 円 (335.34 円)
---------	---------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	287.50 円 (316.24 円)
---------------------	---------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.53 円 (18.18 円)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.58 円 (23.73 円)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.28 円 (26.70 円)

(3) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	930.21 円 (1,023.23 円)
-----------------	-----------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量 1 キロワット時につき	15.82 円 (17.40 円)	14.29 円 (15.71 円)

12 沖縄電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	584.60 円 (643.05 円)
電力量料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.55 円 (40.20 円)

電力量 料金	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	41.59円 (45.74円)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	43.39円 (47.72円)

(2) 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,267.14円 (1,393.85円)
---------------	-----------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金それぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
使用電力量1キロワット時につき	29.26円 (32.18円)	28.00円 (30.79円)

13 契約解除料

Biz約款第48条（契約解除料の申受け）に該当する場合の契約解除料は、次の金額といたします。

1需給契約につき	4,546円 (5,000円)
----------	-----------------

14 燃料費調整

Biz約款別表2（燃料費調整）における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

〔付表〕

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格
北海道電力エリア	$\alpha=0.1874$	0.173円	80,800円
	$\beta=0.0899$		
	$\gamma=1.0036$		
北海道電力エリア (離島)*	$\alpha=1.0000$	0.01円	79,300円
	$\beta=0.0000$		
	$\gamma=0.0000$		

東北電力エリア	$\alpha = 0.0259$	0.197 円	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		
東北電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0.01 円	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東京電力エリア	$\alpha = 0.0048$	0.183 円	86,100 円
	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	0.233 円	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	0.165 円 (2.475 円)	27,100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国電力エリア	$\alpha = 0.0406$	0.212 円 (3.185 円)	80,300 円
	$\beta = 0.0992$		
	$\gamma = 1.1994$		
中国電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0.01 円 (0.17 円)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
四国電力エリア	$\alpha = 0.0875$	0.154 円 (1.694 円)	80,000 円
	$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.1770$		
九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	0.136 円	27,400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		
九州電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0.03 円	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
沖縄電力エリア	$\alpha = 0.0065$	0.273 円 (2.728 円)	81,500 円
	$\beta = 0.1632$		
	$\gamma = 1.1152$		
沖縄電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0.26 円 (0.264 円)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

*北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリア、沖縄電力エリアの燃料費調整は、本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。

15 そ の 他

この Biz 特約料金表において定義のない言葉の意味およびこの Biz 特約料金表に定めのないその他の事項については、Biz 約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この Biz 特約料金表は、令和 8 年 6 月 1 日から実施いたします。

2 電力市場連動調整についての特別措置

2026 年 6 月 1 日以降に当社が申込みを受付した需給契約、または 2026 年 7 月 1 日以降に契約種別の変更を受付した需給契約については、Biz 約款別表第 6 条の規定は適用いたしません。

令和 8 年 6 月 1 日

 SB Power

東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
S B パ ワ ー 株 式 会 社
代表取締役 社長執行役員 佐藤 和之
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕